

令和7年度甲佐町立小中学校タブレット端末等導入仕様書

1. 事業目的

本町では「1人1台端末」と校内ネットワークインフラを整備し、GIGAスクール構想を推進してきた。学校現場では、授業での活用や持ち帰り学習等の活用が進み、効果が実感されつつある。ICTの活用は授業改善の一手段であり、ICTを活用すること自体が目的にならないように注意し、ICTを活用し実感できる授業につなげることを目指している。

一方利活用が進むにつれ、故障端末の増加やバッテリーの劣化が進み、支障をきたしている状態である。そのため、GIGAスクール構想第2期を念頭に、端末を計画的に更新し全ての児童生徒たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協動的な学びの一体的な充実を実現することを目的とする。

2. 件名

甲佐町立小中学校タブレット端末等導入仕様書

3. 履行場所

甲佐町立小中学校5校とする。

(甲佐小学校、白旗小学校、乙女小学校、龍野小学校、甲佐中学校)

4. 納入期限

タブレット端末等機器の納入（通信費を除く）

令和8年2月末までとする。

※タブレット端末本体、ソフトウェア以外で期限までに納入が困難な場合は、最短で納入できる期日を提案することとする。

5. 契約期間

契約締結日から令和13年（2031年）3月31日までとする。

（運用保守の期間、ソフトウェア、LTE回線等の使用期間）

※ 見積については、60カ月分で積算した金額とすること。

6. 活用方法

小中学校において、次のようなタブレット端末の使用の活用を想定している。

(1) 児童・生徒による授業におけるタブレットの活用について

ア 生徒一人一人にあった個別学習ができ、苦手なところを把握、克服を目的とすること。

イ LTE通信の活用により、校外学習や自宅等のWi-Fiがない環境においても学習することが可能であること。

ウ ペーパーレス化により、管理効率の向上

エ 文字や画像・音声などの情報の収集・選択・活用

オ カメラ機能、文書作成ソフトウェア等の活用による資料の作成

カ プレゼンテーションソフトウェアを活用した発表

キ 協働学習における意見の交換や資料の作成・共有

- ク プログラミングソフトウェアを活用したプログラミング学習
- ケ 学校、自宅等での学習支援ソフトウェア等を活用した学習
- コ 学校休業中等におけるオンライン授業(感染症、自然災害、不登校児童生徒への学びの保障)

(2) 教職員によるICT活用

- ア 授業支援ソフトウェア（デジタル教科書を含む。）等を活用した教材等の一斉発信や授業時等において児童生徒の回答・考え方の把握・集約・提示
電子黒板やタブレット端末間での動画の共有
- イ 社会科見学や修学旅行等の校外学習においての活用
- ウ LTE通信を活用し、WEB会議においての児童生徒一人一人の健康観察や学習状況の把握
- エ 教材研究や教材作成

7. 概要

タブレット端末等の納入、保守及びヘルプデスク業務やLTE通信の提供を行うものである。おもな事業内容は、次に示すものとする。なお、納入されたタブレット端末等（ソフトウェア、SIMカード等は除く。）の所有権は発注者に帰属するものとする。

(1) タブレット端末等の納入

- ア タブレット端末等の内容については「タブレット端末等の仕様等」に示すものとし、納入及び保守対応を行うこと。
- イ タブレット端末等の納入品に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。
- ウ タブレット端末等の調達、納入、設定等全ての諸費用については、受注者負担とすること。
- エ 初期不良による故障については、交換を基本として対応すること。
- オ タブレット端末等は、次のような利用制限を実施できるようにすること。
 - ① タブレット端末の設定変更及び初期化の制限
 - ② アプリケーションのインストール及びアンインストールの制限
 - ③ 私的な映像、音楽、電子書籍等のコンテンツ購入（サイト上からの購入、ストア系アプリからの購入等）の制限
 - ④ 有害なインターネットサイト閲覧の制限
 - ⑤ 私的利用（SNS投稿等）の制限
 - ⑥ 使用を許可されていない者のタブレット端末等の利用の制限

(2) クラウドサービスによる情報管理

- ア 授業において児童生徒が作成した成果物及び教職員が授業で使用するために作成した教材等を保存共有するためのクラウドストレージを提供すること。

イ クラウドストレージ上に保存されたデータの利用者を制限・管理する手段を講じること。

(3) L T E (モバイル) 通信の提供

ア 安定した通信速度の 5 G の通信を提供すること。ただし、5 G 通信が出来ない場合は L T E (4 G) 通信を提供すること。その場合は、5 G 通信が可能となるよう努力すること。

イ タブレット端末等を利用した授業等を恒常的に実施するために通信量を 1 台につき月 7 G B 以上を確保すること。また、月 7 G B 以上を確保したうえで通信量シェア等の補完策を用いることも可とする。

ウ 通信量の使用量について、定期的に報告をすること。

エ 小中学校など主に端末を利用する場所において電波が入りにくい場合は、協議のうえ、速やかに電波の改善対策を実施すること。

オ 社会情勢の変動等により通信費の市場価格が低下した場合は、発注者、受注者協議のうえ、変更契約をするものとする。

(4) 運用保守 (ヘルプデスク・故障等対応窓口)

ア ハードウェア及びソフトウェアの対応窓口を一本化するヘルプデスクを設置し、各学校、I C T 支援員及び教育委員会からの問合せ及び故障等時に対応すること。また、緊急時については、業務時間外であっても迅速に対応すること。

※なお対応窓口を 1 本化できない場合、企業による対応窓口一本化に準じた対応策の提案も可能とする。

イ 端末の紛失・盗難・故障等の際は、町が保有する予備機で対応し、必要に応じて速やかに設定等を行うこと。

ウ 故障時、メーカー保証対象の場合については、速やかに修理の手続きを行い、有償の場合については、教育委員会に修繕費用等の必要な情報を連絡すること。

エ 紛失等において、S I M カードの再発行等に別途費用が発生する見込みがある場合には、その旨甲佐町教育委員会に連絡すること。

オ 熊本県内にヘルプデスク拠点を設置し、I C T 支援員、学校及び教育委員会と連携し対応できる体制を整えること。

8. 調達方法及び要件等

- (1) 公募型プロポーザル方式とし、本仕様書の内容に対する提案書、プレゼンテーション、費用により充足度合いを総合的に評価することとする。
- (2) 事業者の決定後個別に契約を行うこと。
- (3) 調達方法は購入とすること。
- (4) 別紙 1 【納入学校等一覧】に調達予定台数を示すが、必ず端末本体及び付属品

- については、全台同じ機種（同一メーカー、同一型番）で提案を行うこと。
- (5) 提案する物品および役務に関しては、公立学校情報機器整備事業費補助金対象と補助金対象外でそれぞれ金額がわかるように明細を作成すること。
 - (6) 調達に係る調達品については、中古または、リユース品での提案はおこなわないこと。
 - (7) 端末が学校の通信ネットワークに接続されることなどを想定し、学校や学校設置者がサイバーセキュリティ上の悪影響を受けることのないようサプライチェーン・リスクに配慮した端末を選定すること。

9. 調達範囲

- (1) 調達予定台数は、別紙1【納入学校等一覧】を参照すること。

10. タブレット端末等の仕様等

- (1) スペック関係については「令和7年度 仕様書一覧」のとおりとする。
- (2) 機器は、新品とし、カタログ等で確認ができる品質及び耐久性に十分留意したものであること。納品時は、最新のバージョンのものを導入するとともに、5年以上のサポートを有しているOSを納品すること。
- (3) 受託候補者が、企画提案書提出時に記載した機器の納入が困難となった場合は、受託候補者と甲佐町教育委員会の協議により、同一メーカーの後継機若しくは同等の性能を有する機器での納入を可能とする。ただし、仕様及び金額の変更はないものとする。
- (4) 最新のメジャーバージョンのOSに統一して納品すること。
- (5) ケース・フィルムを装着した状態で納品すること。
- (6) 甲佐町教育委員会から要望を受けた場合、個別ソフトウェアの端末へのインストールに可能な限り対応すること。
- (7) キットティングで想定する配信ソフトウェアの数については、提案書に記載すること。
- (8) 5年以上利用可能な端末を提案すること。
- (9) キットティング期間に必要となるライセンスも考慮して提案すること。
- (10) 機器の仕様を遵守し、履行するうえで必要となる全ての諸経費、機器等について見積りに加えること。
- (11) 機器の初期不良が発生した場合は、全て新品への交換対応をすること。
- (12) 納品後一年間は、機器等に故障等が生じた場合、必要に応じてオンサイトにて障害切り分けを行い、メーカー送付等の修理対応を行うこと。また、予備機や代替品の初期設定等を行うこと。

11. 納入場所及び想定数量

タブレット端末等の納入場所については、別紙1【納入学校等一覧】のとおり。
ただし、納入時期の児童生徒数等の状況に応じて、納入場所ごとのタブレット端末等台数を変更する場合がある。

12. 独自提案

教育現場における業務効率化やICTの利用促進等に関して提案がある場合は予定価格の範囲内において提案することも可能とする。

13. 非常時の対応

- (1) 納入時において、納入先施設の建造物及び既存機器、その他の物件に損害を与えた場合は、担当職員に報告するとともに受託者の負担において速やかに現状復旧を行うこと。
- (2) 受託者は、機器システム等に異常が発生した際には、状況の把握に努め、速やかに甲佐町教育委員会に報告すること。
- (3) 機器の納入時又はシステム管理業務上、事故が発生した場合は、速やかに適切な処置を講じるとともに、甲佐町教育委員会に報告すること。

14. 負担区分

- (1) 機器の運搬費、納品場所への移動交通費（ガソリン代）等は、あらかじめ本事業費に含まれるものとする。
- (2) 使用者による機器の破損等で部品の交換及び修理費用が発生する場合には発注者の負担とするが、初期不良、納品時の破損等については受注者の対応とすることとする。

15. その他

- (1) 業務上知り得た個人情報、その他の管理業務に係る情報を第三者へ漏えい又は公表してはならない。業務担当から離れた場合も同様とする。
- (2) 業務上知り得た情報、画像などは、甲佐町教育委員会の許可を得ずに無断で転用等してはならない。
- (3) この仕様書に記載がない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、教育委員会、受注者双方協議のうえ定めるものとする。
- (4) 端末の納入完了後、直ちに授業で活用できるように、事前に教職員の操作等の研修時の講師の派遣やその際必要な端末の無償貸与を行うこと。
- (5) 本業務を実施できる体制、組織を整えていること。